

品川区立浜川中学校いじめ防止基本方針（概要版）

いじめとは（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ防止への基本理念

- ・「いじめは、重大な人権侵害であり、どんな理由があっても、絶対に許されない行為である。」という意識及び学校風土を醸成し、未然防止に努める。
- ・「いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こりうる」ことを前提とし、組織的に早期発見・早期対応に努める。

いじめ対策組織「いじめ対策委員会」の設置（常設）

- 委員：校長、副校長、生活指導主任、各学年主任、養護教諭、
スクールカウンセラー、事案に応じて校長が必要と認める者
- ・定期的に会議を行い、いじめやいじめの疑いのある事案について情報を共有したり、各事案への対応を協議したりする役割を果たす。

未然防止

- ・「いじめ防止等に関する授業」を中心とした学校の教育活動全体を通じて、人権を尊重する心情を育てる指導を行う。
- ・学校の教育活動全体で「自己存在感の感受」、「共感的な人間関係の育成」、「自己決定の場の提供」、「安全・安心な風土の醸成」を意識した支援を行い、いじめが起きにくい学校風土を醸成する。
- ・「学校風土D調査」を実施し、学校の教育活動および教師の支援について振り返り、改善を図る。
- ・学校と保護者、地域、関係機関との緊密な情報交換を行い、連携・協力体制を築く。
- ・学校間での連携を強化し、生徒情報を確実に引継ぎ、未然防止に努める。

早期発見

- ・1人1台端末を活用した調査や毎日の生活記録、毎週の生活指導部会における情報交換等を通じて、生徒の様子と早期のいじめの実態把握を行う。
- ・生徒がいじめを相談しやすいよう、校内での相談体制を整備、周知する。

早期対応

- ・「学校いじめ対策委員会」を中心に具体的な対応の在り方について協議する。
- ・被害生徒およびいじめを知らせてきた生徒の安全の確保を行うとともに、教育的配慮のもと、加害生徒への指導を徹底する。
- ・被害生徒および加害生徒、周囲にいた生徒への聞き取りを行い、事実を十分に確認し、記録を取っておく。その際、被害生徒の気持ちに寄り添いながら丁寧に聞き取りを実施する。
- ・被害生徒の保護者および加害生徒の保護者双方に、事実関係と学校の対応方針を丁寧に説明し、被害生徒への支援内容や、加害生徒への指導、再発防止に向けた取組みについて理解を得る。
- ・関係機関にいじめが発生したことを報告するとともに、早期解決に向けた連携・支援を求める。

重大事態への対処

- ・重大事態とは（いじめ防止対策推進法第28条第1項）
 - いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間、学校を余儀なく欠席している疑いがあると認めるとき
- ・重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、被害生徒の救済を第一に、関係機関と連携して対応を行う。

全文は浜川中学校ホームページに掲載しています。
<https://hamakawa-jh.shinagawa.andteacher.jp/>

